

検 診

受診しましょう 女性がん検診・骨粗しょう症検診

町では、次の検診を実施します。事前に電話か窓口で申し込みの上、受診してください。

女性がん検診・骨粗しょう症検診

■**集団検診**：バスで検診センターまで送迎します。

◎**受付会場** ゆとろ（西町）

◎**検診日** 3月2日（水）・4日（金）

◎**受付時間** 7時20分～8時

検診項目	対 象	一 般	町国保加入者
胃がん検診	35歳～	1,400円	700円
結核検診（レントゲン）	15～39歳	無料	無料
肺がん検診（レントゲン）	40歳～	400円	200円
〃（喀たん検査）	必要者	700円	350円
大腸がん検診	40歳～	600円	300円
子宮がん検診（頸部）	30歳～	1,600円	800円
〃（体部）	必要者	700円	350円
乳がん検診（視触診）	30歳～	900円	450円
〃（マンモグラフィー）	40歳～（2年に1回）	800円	400円
骨粗しょう症検診	30～59歳	400円	200円

婦人科超音波検査を希望の方は、ご相談ください。
生活保護を受けている方は無料。

■**個人で検診センターへ行き受診**

◎**受診期間** 3月31日（木）まで

◎**受付時間** 8時30分～11時、13時～14時（胃がん検診は、午前中のみ）

■**検診機関** 北海道対がん協会札幌検診センター（札幌市東区北26条東14丁目）

■**検診内容・料金など** 表のとおり

▼**申込・問合せ** 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23-2346）

医 療 費

対象者は申請してください 高額療養費の払い戻し

次の内容に該当する方は、高額療養費の払い戻しを受けることができます。

①**対象** 当別町重度心身障害者医療費かひとり親家庭等医療費受給者証を持ち、医療費の1割自己負担のある（受給者証に障課、老課、親課のいずれかが記入されている）方のうち、特定疾患、結核、精神（通院医療費公費負担制度）、育成医療に使われた方。

②**内容** 平成16年10月1日の当別町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費制度の改正により、同月診療分から自己負担金（1カ月：入院40,200円、外来12,000円）を超えた分を、高額療養費として本人へ払い戻しを行っています。

ただし、特定疾患に関わった医療費と結核・精神（通院医療費公費負担制度を利用された方）・育成医療（10・11月診療分）の自己負担分は、町には通知がこないため、把握することができません。

これらの制度を利用された方は、領収書を持参して福祉係窓口で申請してください。高額療養費の合算対象とします。

申請・問合せ 福祉課福祉係（「ゆとろ」内☎23-3019）

扶 養 手 当

該当と思われる方は手続きを 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当の対象者

離婚などで、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などの方。支給期間は児童が18歳に達した年の年度末まで。（心身障がい児は20歳未満。）

ただし、家庭状況により請求できない場合もあります。

特別児童扶養手当の対象者

20歳未満の重度か中度の心身障がい児を養育している方。

ただし、児童福祉施設などに入所している場合など、支給されない場合もあります。

両手当ともに、一定以上の所得

のある方（同居している親族等を含む）は手当の全部、または一部が支給停止になる場合があります。

詳細 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎23-3019）



BCG予防接種の対象年齢が 6カ月未満までに変わります。

結核予防法が一部改正になり、4月からBCG予防接種の対象が生後6カ月未満までの乳児となります。ツベルクリン反応検査・BCG予防接種がまだお済みでない4歳未満のお子さんは次の日程で接種しましょう。

予約の必要はありませんが、母子手帳を持参し、直接会場にお越しください。

問合せ 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23-2346）

	ツ反	BCG	会場	時間
	火曜	木曜		
2月	8日	10日	西当別 コミセン	13:00～
3月	8日	10日	ゆとろ	13:30



国保

国民健康保険の 高齢受給者について

平成14年10月の医療制度改革で老人保健の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことにより、昭和7年10月1日以降に生まれた方は、70歳から74歳までの期間、加入している健康保険から「高齢受給者証」が交付されます。老人保健と同じ自己負担分で受診することができます。

国民健康保険では、受給者証を初めて受け取る方には役場の窓口

で交付し、すでにお持ちの方には、毎年8月に新しい受給者証を郵送で交付します。

詳細 住民生活課国保年金係
(☎23 - 2467)

所得段階による医療費の負担限度額

所得段階	一定以上所得者	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
医療費の自己負担割合	2割負担	1割負担		
外来限度額 (個人ごとに計算)	40,200円	12,000円	8,000円	
入院及び世帯の限度額	72,300円 + (実際の医療費 - 361,500円) × 1% (多数該当の場合は40,200円)	40,200円	24,600円	15,000円

◆所得段階の詳しい内容はお問合せください。

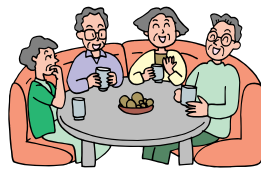
◆低所得 ・ に該当の方が入院する場合は、食事の減額認定証が必要です。

年金

人生の節目は年金の節目 「種別変更」の手続きをお忘れなく

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。国民年金の加入者は、3つの「種別」に分かれており、転職・退職・結婚などにより加入の種別が変わる場合には、その都度手続きが必要です。

将来、安心した老後を迎えられるように、また、万が一の事故や病気に備え毎月きちんと国民年金保険料を納めましょう。



役場窓口年金相談日

2月9日(水)・23日(水)
1階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所
日時 2月18日(金)
10時～15時
場所 商工会館(錦町)

種別	該当者	手続き方法
第1号被保険者	自営業者、学生などとその配偶者(第2号・第3号被保険者に該当しない方)	本人が役場国保年金係で手続きが必要です。
第2号被保険者	会社員や公務員など(厚生年金、共済組合等に加入している方)	会社に就職(第2号被保険者に該当)した場合は会社が手続きをします。年金手帳を会社に提出してください。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	該当者はまず配偶者(第2号被保険者)の会社へ届け出をし、会社を経由して届書を社会保険事務所へ提出します。

手続きには、年金手帳(基礎年金番号通知書)を持参してください。

高齢者

北海道医療費給付制度 「道老」をご存知ですか

対象者

18歳以上の子がいない昭和14年7月31日以前生まれの70歳未満で次の世帯に該当する方。

ただし、所得制限があるほか、受給対象者が健康保険に未加入の場合や生活保護を受けている場合は対象になりません。

受給要件

6カ月以上一人暮らしをしている老人単身世帯

配偶者が60歳以上の老人夫婦世帯

老人と児童(18歳未満)の世帯(子の特例要件を満たす場合は18歳以上でも可。)

▼子の特例要件 要件内容は福祉係に問い合せてください。

助成内容

老人保健法による一部負担金を除く医療費を助成。

申請・問合せ 福祉課福祉係
(「ゆとろ」内・☎23 - 3019)